

株式会社 GENOVA サーバーサービス約款

株式会社 GENOVA

平成 18 年 11 月 1 日

目次

第1章 約款概要	3
1.1 約款の適用	3
1.2 変更	3
1.3 記載の無い事項	3
1.5 サービスの種類	5
1.6 サービスの提供場所	5
第2章 契約について	6
2.1 契約者	6
2.2 契約の申し込み	6
2.3 契約の成立	6
2.4 契約申込の取り消し	6
2.6 付加機能の提供等	7
2.7 付加機能の休止等	7
2.8	7
利用契約の更新	7
2.9 利用契約の解除	8
3.1 通信提供の制限等	9
3.2 サービスの提供中止	9
3.3 サービスの提供停止	9
3.4 サービスの提供休止	10
第4章 費用について	11
4.1 料金及び工事、作業に関する費用	11
4.2 料金の支払義務	11
4.3 料金の計算方法等	11
4.4 端数処理	11
4.5 料金の支払方法等	11
4.6 割増金	12
4.7 延滞利息	12
第5章 サービスの運用について	13
5.1 運用管理	13
5.2 データ等の取扱	13
5.3 最低利用期間	13
第6章 賠償・保証について	14
6.1 損害賠償	14

6.2 免責	15
6.3 保証金	15
6.4 保証金の返還	16
第7章 その他	17
7.1 承諾の限界	17
7.2 利用に係るサービス契約者の義務	17
7.3 個人情報の取扱	17
7.4 譲渡の禁止	17
7.5 法令に関する事項	18
7.6 管轄裁判所	18
第8章 別記	19
8.1 別記1	19
8.2 別記2	20
8.3 別記3	20
8.4 別記4	20

第 1 章約款概要

1.1 約款の適用

株式会社 GENOVA(以下、「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 31 条又は同法 31 条の 4 の規定に基づき、この契約約款(料金表を含みます。以下、「約款」といいます。)を定め、これによりサービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

- 2 本条のほか、当社は、サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。
- 3 本約款に規定しない取り決めについては、各サービスの規約に基づきます。
- 4 当社は、サービスを提供する契約者に対して本約款及び各サービスの規約を適用し、契約者は本約款及び各サービスの規約の規定に遵守するものとします。

1.2 変更

当社は、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 変更された約款は、変更の都度当社ホームページに掲示するものとし、この時点で契約者は変更後の約款に同意したものとみなします。
- 3 当社は約款の変更に伴い、営業上その他の理由により、サービスの内容を変更又は廃止することがあります。この場合は、当社が相当と判断する方法により契約者に対して事前に連絡するものとします。

1.3 記載の無い事項

この約款に記載の無い事項で、サービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者に事前に通知することにより定めます。

- 2 契約者への通知は、契約者が申し出た電子メールへの配信又は当社ホームページ上の掲示により行います。電子メールによる通知の場合、契約者が利用する電子メールアドレスに電子メールを配信したときをもって、当該通知は到着したものとみなします。また、ホームページ上の掲示による通知の場合、当該通知がホームページ上に掲載されたときをもって、当該通知は到達したものとみなします。

1.4 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、回線その他電氣的設備
サービス	電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ユーザ ID	契約者を識別するための英字及び数字、記号の組み合わせであって、当社が契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
パスワード	契約者を識別するための英字及び数字、記号の組み合わせであって、みだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号であり、かつ、ユーザ ID が正当であることを確認するための符号
独自ドメイン	名契約者が所有するドメイン名(株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)等によって割り当てられる組織を示す名称を指すもの。)
IP アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であり、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
端末回線等	端末回線及び当社が設置する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
消費税相当額	消費税法(平成 6 年法律第 109 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ログイン	電気通信設備に対してユーザ ID 及びパスワードを用い遠隔若しくは直接の方法で進入すること

1.5 サービスの種類

サービスには次の種類があります。

バーチャルホストサービス ・スタンダードプラン ・グレードアッププラン	バーチャルホストサービス規約に規定するホスティングサービスで、当社への契約の申し込みを要するもの。
ドメイン名取得サービス	ドメイン名取得サービス規約に規定するドメイン維持管理サービスで、主に法人に対して提供するものであり、当社への契約の申し込みを要するもの。

1.6 サービスの提供場所

当社のサービスの提供先は日本国内を前提とするものの、外国への提供についても同様に扱うものとします。ただし、提供する際に利用する言語は日本語とします。

- 2 当社は日本語での連絡が書面、電話、電子メール等で可能な法人、個人若しくは各種団体のみ契約の申込を受け付けます。
- 3 各法令で定められた文書については日本国内でのサービス提供においては日本語でのみ発行します。

第2章 契約について

2.1 契約者

契約者とは、本約款及び各サービスの規約の承諾に基づいて当社に利用申し込み及び初期費用等の支払いを済ませた結果、当社から本サービスの利用権を認められた法人、個人又は各種団体を指します。

2.2 契約の申し込み

当社が利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。

利用契約の成立日は、利用申込書を当社が受領した日とします。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。

但し、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(a) 本サービスの申込をした者が第 3.2 条サービスの提供中止各項のいずれかに該当するとき

(b) 本サービスの申込をした者が過去において第 3.2 条サービスの提供中止各項のいずれかに該当したとき

(c) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

(d) 申込者が未成年であり、保護者の同意を得ていないとき

(e) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

2.3 契約の成立

当社と契約者の間に締結されるサービスの契約は、第 8 条の契約の申し込みが完了した段階とします。

2 当社との取引が過去に無い場合においては、申込書の受理後、初期料金及び当社が定める一定期間の料金の支払いを先に受け、その支払いを確認出来た段階において当社は契約に対しての履行責任を負うものとします。

3 第 2 項の場合においても契約の成立は第 1 項のとおりとします。

4 第 2 項においては、既に当社との取引口座が存在し当社が認めた場合にのみ、利用申し込み後すぐに開始することがあります。

2.4 契約申込の取り消し

契約者は、申込書の提出後は、申し込みの取り消しを行うことは出来ないものとします。

2.5 契約単位

当社は、当社が提供する 1 サーバスペースごとに 1 件の契約を締結します。この場合、1 件の契約につき契約者は 1 個人又は 1 法人に限ります。

- 2 当社は、当社が提供する付加機能の契約についても 1 件につき 1 件の契約を締結します。この場合、1 件の契約につき契約者は 1 個人又は 1 法人に限ります。

2.6 付加機能の提供等

当社は、契約者から請求があったときは、各サービス約款に定めるところにより付加機能を提供します。

1. ただし、次の場合を除きます。
 - (a) 付加機能の提供を請求した契約者が、各料金表に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (b) 付加機能の提供を請求した契約者が、本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (c) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (d) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、又はその恐れがあるとき。
2. 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

2.7 付加機能の休止等

当社は、付加機能の提供しているサービスの提供休止(第 20 条サービスの提供休止)があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

- 2 当社は第 1 項の規定により付加機能の提供休止を行うときには、第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じて取り扱います。

2.8 利用契約の更新

毎月自動引き落としの 1 年契約の場合、契約満了日の一ヶ月前の月末最終営業日までに契約者から解約の申し出が書面によって当社に到着して、確認できない限り、従前の条件と同一の条件で自動的に更新されるものとします。

また、料金を年間でまとめて支払う場合(以下、「年払い契約」といいます)には契約満了日の 1 ヶ月前の月末最終営業日までに契約者から解約の申し出が所定の書面によって当社に到着して確認できない限り、従前の条件と同一の条件で自動的に更新されるものとします。

2.9 利用契約の解除

利用契約の更新の条項に従い、所定の期日までに当社の所定の書面にて解約の意思を示すことで利用契約の解除を行う必要があります。

- 2 解約を原因とするドメインの移管・廃止の手続については、契約者は自己の費用と責任において行うものとし、当社は当該手続について何ら関与しないものとします。また当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 サービスの停止/中止について

3.1 通信提供の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社が予め協議した契約者に提供している以外の通信の提供を中止する措置を執ることがあります。

3.2 サービスの提供中止

当社は次の場合、サービスの提供を中止することがあります。

次の場合、サービス提供を中止します。

- (a) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (b) 通信提供の制限等の規定により、通信提供を中止するとき。
 - (c) ユーザ ID、又はパスワードの漏洩が想定される事態が発生したとき。
 - (d) サービス提供場所を変更するとき。
- 2 当社は、第1項の規定によりサービスの提供を中止するときは、予め、その旨をサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

3.3 サービスの提供停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、6か月以内で当社が定める期間、そのサービスの利用を停止することがあります。6か月以内で当社が定める期間とは、そのサービスに係る料金その他の債務を支払わない場合、その料金その他の債務が支払われるまでの間の事を言い、そのサービスに係る料金その他の債務とは、当社の契約約款の規定により支払いを要することとなったサービスに係る料金をいいます。なおサービスに係る料金とは、当社がサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限り、以下この条において同じとします。当社は、サービスを停止したことによる責は一切負いません。

- 2 契約者が次のいずれかに該当する場合、サービスの利用を停止することがあります。
- (a) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (b) 利用に係るサービス契約者の義務の規定に違反したとき。
 - (c) 端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。

- (d) 契約者が権利無能力者であった場合、又は権利無能力者となった場合で法定代理人等による記名押印がなされた同意書又は追認書の提出が無い場合。
 - (e) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であり、サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。
- 3 当社は、複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、利用に係るサービス契約者の義務の規定に違反したときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての契約に係るサービスの利用を停止することがあります。
 - 4 当社は、第 2 項及び第 3 項の規定によりサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、第 1 項第 2 号若しくは第 3 項の規定によりサービスの利用停止をする場合はこの限りではありません。
 - 5 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。)について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことがサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

3.4 サービスの提供休止

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者がサービスを全く利用することができなくなったときは、サービスの接続休止(サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、そのサービスについて、契約者からサービスの利用の一時中断若しくは契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、第 1 項の規定によりサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。
- 3 第 1 項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのサービスに係る契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを契約者にお知らせします。

第4章 費用について

4.1 料金及び工事、作業に関する費用

当社が提供するサービスに係る料金は、料金表の基本利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします)、付加機能利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします。)及び端末設備利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします。)並びに手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供するサービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表に定める工事費をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

4.2 料金の支払義務

契約者は、サービスの契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算して契約の解除若しくは付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一であった場合には、その日)について、当社が提供するサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表に定める料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします)の支払いを要します。

4.3 料金の計算方法等

契約者が支払うべき料金は、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。ただし、次の各号の場合を除きます。

- (a) 課金開始日は、契約完了日とします。
 - (b) 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。
- 2 理由の如何を問わず、支払いが行われた料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当は行いません。

4.4 端数処理

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4.5 料金の支払方法等

請求書又は口座振替によって支払う契約者は、当社が指定する期日、方法により料金を、期日までに支払うものとします。

- 2 口座振替による料金の支払いは、申込後、25日締翌月27日(27日が休日の場合は、翌銀行営業日)自動引き落としとします。但し、キャンペーン等の場合、引き落とし

時期がずれることがあります。

- 3 支払いに際しては所定の請求書を発行します。ただし、納品書、領収書は発行いたしません。また、請求書を発行しないサービスはサービス規約で定めています。
- 4 第 3 項の制限に係わらず、領収書の発行は依頼に基づき有償(発行手数料 1 枚あたり 500 円。消費税を含みます。)で行います。

4.6 割増金

サービス契約者は、料金又は工事、作業に関する費用の支払を不法に免れた、又は免れようとした場合は、その免れた金額のほか、その免れた金額(消費税相当額を加算しないものとします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。

4.7 延滞利息

サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息は除きます) について支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払い日までの日数について年 14.6% の割合(年あたりの場合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。また、料金その他の債務について延滞が発生した場合、延滞手数料 525 円を申し受けます。

- 2 延滞利息の支払額が小額であり請求を個別に行うことに当社の利益が無い場合、それ以後に発生する請求と同時に延滞利息の請求を行うことがあります。

第5章 サービスの運用について

5.1 運用管理

当社は、サービスを提供するためのシステムを原則として24時間365日の間、運用するものとします。

ただし、システム又は関連設備の修繕保守等、止むをえない事由による運用停止はこの限りではありません。このような場合、当社が可能な限り事前通告を行うものとしますが、天災、緊急事態、及び緊急作業の場合には通知を省略し、事後に報告することがあります。

- 2 第1項の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、当社はその責を一切負いません。
- 3 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業を目的として、契約者の電気通信設備に管理者権限をもってログインすることが出来るものとします。
- 4 サーバへの接続は可能だが独自ドメイン名での接続が行えない状況下においては、そのサービスは提供されているものとして取り扱います。

5.2 データ等の取扱

サービスにおける当社の電気通信設備の記録、情報が、滅失、毀損、漏洩、その他、本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- 2 ただし、情報の滅失、毀損、漏洩その他本来の利用目的以外に使用された原因となる電気通信設備の欠陥若しくは不備が当社の重大な過失に基づくものである場合には第1項の限りではありません。
- 3 サービスにおいて、当社は電気通信設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを契約者に断りなく複写することがあります。ただし、常に保管する義務を負わないものとします。

5.3 最低利用期間

サービスについては、各サービスの規約に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 第1項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算するものとします。
- 3 サービス契約者は、第2項の最低利用期間内に、サービスの契約解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に定める金額を支払って頂きます。

第6章 賠償・保証について

6.1 損害賠償

当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(当該サービス契約に係る通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下のこの条について同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該サービス契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その損害を賠償する又はベストエフォート方式に起因する事象によりそのサービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 第1 項の場合において、当社は、サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(a) 料金表第 1(サービス基本料)、料金表第 2(付加機能利用料)

(b) 料金表第 1(サービス基本料) 又は料金表第 2(付加機能利用料) に定める利用料(サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの平均利用料(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)

3 当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第 1(サービス基本料) 又は料金表第 2(付加機能利用料) に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 本条第 2 項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額とは、原則として、サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の実績の把握が出来る期間における 1 日あたりの平均の利用に関する料金とします。

6 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

6.2 免責

当社は、サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、サービス契約者に関する役務、機器、その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改変を要することとなる場合であり、その改変等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、サーバ契約者のコンテンツ内容について、検閲/査証を行いません。ただし、別記 1 に抵触するコンテンツ内容が認められた場合、その限りではありません。
- 4 契約者のサーバが第三者からクラック・DoS 攻撃を受けた場合、当社は責任を負いません。
- 5 サーバ運用時には、契約者自身の責任を持ってサーバ上の内容を保管するようにして下さい。

6.3 保証金

当社は、次の場合にはサービスの提供の条件として、保証金の預託を請求することがあります。

1. 条件は以下の通りです。
 - (a) 新規に契約を締結したとき、又は利用の一時中断の取扱いを行っていた契約について、利用を再開したとき。
 - (b) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加し、又は増加することが予想される時。
 - (c) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- 2 保証金の額は、当社が別に定めるところによります。
- 3 保証金については、無利息とします。
- 4 当社は、契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期までに支払わず、又は支払わない恐れがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。
- 5 保証金の額は、新規に契約を締結するサービスの月額料金の 10 ヶ月分、若しくは年額料金が設定されている場合には年額料金のいずれかの金額の高い方とします。

6.4 保証金の返還

当社は、契約について、利用の一時中断の取扱いが行われ、又は契約の解除があったときは、保証金をその預託者に返還します。

2 第 1 項の規定により保証金を返還する際に、預託者がこの約款に基づき当社に支払うべき金額があるときは、支払期日以前でも、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

第7章 その他

7.1 承諾の限界

当社は、サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求したサービス契約者にお知らせします。

7.2 利用に係るサービス契約者の義務

サービス契約者は、次のことを守って頂きます。

以下の通りです。

- (a) 各サービスに係る利用の条件に反して利用しないこと。
 - (b) ユーザ ID 又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理すること。これらの不正利用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに契約事務を行うサービス取扱者に届け出ること。
 - (c) 違法に、公序良俗に反する態様で、サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、サービス契約者の行為が各サービスの規約に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、第1項第1号の義務に違反したものとみなします。

7.3 個人情報の取扱

当社は、契約者の個人情報を当社のサービス提供以外の目的に利用しないとともに、第三者に開示・提供しないものとします。

ただし、次の各号に定める場合はこの限りではありません。

- (a) 法令に基づき裁判所その他の司法機関及び行政機関から契約者に関する情報等の開示を要求された場合。
 - (b) その他、契約者が事前に書面にて承諾した場合。
 - (c) whois server を通じて、個人情報を公開します。また SSL に関しても、個人情報を開示する可能性があります。
- 2 当社は、必要がある場合には、契約者の承諾を得ることなく、契約者の登録したデータを複製し、これをバックアップデータとして保管することができるものとします。ただし、常に保管する義務を負わないものとします。

7.4 譲渡の禁止

契約者は、サービスの契約者として有する権利を第三者に譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸し渡しの申し出をし、あるいは質権の設定その他担保に供する等の行為はできないものとします。

7.5 法令に関する事項

サービスの提供又は利用にあたり、法令の定めがある事項については、その定めるところによります。

- 2 本約款、サービスの規約の成立、効力、その履行及び各条項の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

7.6 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は誠意を持って協議をするものとします。

- 2 第1項の協議によっても問題が解決しない場合には、当社の本社住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8章 別記

8.1 別記1

サービス契約者は、サービスの利用にいたり、以下の行為を行わないものとします。

1. 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はその恐れのある行為
2. 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
3. 他人が嫌悪感を抱く、又はその恐れのある文書等を送信、記載、若しくは掲載する行為
4. 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
5. 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等) その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
6. 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為
7. 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
8. わいせつ、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、映像又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、並びに青少年保護育成条例に基づき、公序良俗に反するコンテンツを掲載する行為 [青少年保護育成条例の適用はサーバ所在地である、愛知県(愛知県青少年保護育成条例)、若しくは大阪府(大阪府青少年健全育成条例)、若しくは東京都(東京都青少年の健全な育成に関する条例) の条例に基づきます。]
10. 公職選挙法に基づく、選挙期間中の選挙立候補者に関するホームページの更新行為。
11. 無限連鎖講(ネズミ講) 若しくは連鎖販売取引(マルチ商法) 等を開設し、又はこれを勧誘する行為
12. サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為、又はそれを行おうとする行為
13. コンピューターウイルス等有害なプログラムを、サービスを通じて又はサービスに関連して使用し、配布し、又は提供する行為。
14. 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を当てる行為又は下記に該当する行為
 - (a) 公序良俗に反するコンテンツがサーバ上に掲載されている場合
 - (b) 公序良俗に反するコンテンツを掲載したホームページに対してリンクが行われている場合
15. 特定商取引に関わる法律及び特定商取引に関わる法律施行規則によって規定される未承諾広告メールの送付行為
16. 不特定多数の電子メールアドレスに対して電子メールを送付する行為

8.2 別記 2

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う当社の事業所に届け出る必要があります。

- 2 第 1 項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、第 1 項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合には、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負わないものとします。

8.3 別記 3

契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う当社の事業所に届け出る必要があります。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合には、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負わないものとします。

8.4 別記 4

公序良俗に反するコンテンツか否かの判断は下記にて行うものとします。

1. 20 歳未満のホームページへのアクセスを制限している場合。
2. 未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受又は掲載するコンテンツ、それらを助長するコンテンツ、また、以上の恐れがあるコンテンツ。
3. 事実に反する、又はその恐れがある情報を提供するコンテンツ。
4. その他、当社内のサービス提供等に関わる部署が公序良俗に反すると認めたとき。

以上

本約款は 2006 年 7 月 4 日より発効します。

本約款は 2006 年 11 月 1 日に修正をし、同日発行します。